

特記仕様書

業務名称：令和8年度 歴史散歩道基本計画策定業務

履行期間：契約の翌日から令和9年1月29日まで

履行場所：那覇市全域

(適用)

第1条 本仕様書は、那覇市（以下「発注者」という。）が発注する「令和8年度 歴史散歩道基本計画策定業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

(設計業務等共通仕様書の適用)

第2条 本業務は、本特記仕様書の外、沖縄県土木建築部制定の「土木設計業務等共通仕様書（令和7年7月）」に準じて実施しなければならない。

(目的)

第3条 本業務は、観光都市としての魅力向上を図り、観光客が那覇の歴史を感じて歩くことができる散歩道を整備するための基本計画を策定することを目的とする。

(業務内容)

第4条 本業務の内容は以下の通りとする。

(1) 計画準備

業務の目的、趣旨を把握したうえで、適正に業務を遂行するために、土木設計業務等共通仕様書第1112条に準じて業務計画書を作成し、調査職員に提出する。

(2) 上位・関連計画の整理

上位・関連計画より、歴史散歩道の位置づけを整理する。

(3) 路線選定

首里杜地区において、本市の史跡や首里杜テーマ活動資料（地域意見）等既存資料を整理し、歴史散歩道のルートを選定する。

市全域（首里杜地区を含む）における歴史散歩道の選定ルートより、観光に資するルートを整理し、整備範囲を選定する。

(4) 整備計画案の作成

整備済み路線での実績や既存資料等を整理し、舗装パターンについて整備計画案を複数作成する。整備計画案作成の際には、最新工法についても考慮する。

(5) 打合せ協議

本業務の打合せ回数は、初回、中間3回、成果品納品時の計5回とする。また、打合せ毎に、所定の様式により打合せ記録簿を作成し、相互に確認する。

(6) 報告書作成

業務成果として、「歴史散歩道基本計画」を含む報告書を作成する。

(留意事項)

第5条 「歴史散歩道基本計画」の策定にあたっては、次の事項に留意すること。

- (1) 本市の上位計画や関連計画と整合したものであること。
- (2) 成果物の所有権、著作権、利用権は本市に帰属するものとする。
- (3) 本業務により得られた成果品、資料、情報、秘密等は、本市の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏洩してはならない。
- (4) 業務完了後に本業務受託者（以下「受託者」という。）の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所があった場合、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (5) 本業務で使用する仕様書及び図書等の参考資料は最新のものでなければならない。

(管理技術者等)

第6条 受託者は、本業務における管理技術者、照査技術者及び担当技術者を定め、発注者に届け出るものとし、管理技術者、照査技術者のうち1名以上は技術士（総合技術監理部門（建設）又は建設部門（道路又は都市及び地方計画））又はシビルコンサルティングマネージャー（RCCM）（道路又は都市及び地方計画）の資格を有する者を配置する。管理技術者、照査技術者及び担当技術者はそれぞれを兼ねることはできない。

(行政情報流出防止計画)

第7条 本業務において取り扱う各種資料やデータには、那覇市及び関係機関における多数の重要事項や個人情報が含まれているため、受託者は、情報セキュリティの重要性を認識し、良識ある判断に基づき、資料の破損、紛失、盗難、外部への漏洩等の事故のないように慎重に取り扱い・管理・運用を行うものとし、作業終了後、速やかにこれを返却するものとする。

個人情報の取り扱いに際しては、以下の事項を遵守すること。

- (1) 個人情報の滅失、破損、改ざん、漏洩及び盗用の防止等に関する義務
- (2) 個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止

- (3) 個人情報処理の再委託の禁止又は制限
- (4) 個人情報の複写及び複製の禁止
- (5) 個人情報の保護に関する立ち入り検査の受忍義務
- (6) 個人情報の滅失、破損等の事故に関する報告義務
- (7) 個人情報の資料提供の返還義務
- (8) その他資料が必要と認める事項

(提出書類)

第8条 受託者は契約成立後速やかに本業務に着手するものとし、着手に当たっては、次に掲げる書類を発注者に提出すること。

- ・着手届
- ・管理技術者届、照査技術者届、担当技術者届
- ・業務工程表
- ・業務計画書（業務概要、実施方針、業務工程、組織体制、打合せ計画、成果品の内容、使用する図書及び基準、連絡体制、技術者一覧及び経歴、照査計画、その他必要な事項）

(関係機関との協議資料)

第9条 受託者は、必要に応じて関係機関等との協議に伴う資料作成等を行う。

(成果品)

第10条 提出すべき成果品及び提出部数は以下のとおりとする。成果品は、履行期日の1か月前に案を提出し確認を受け、納品は検査に合格した後、行うこと。なお、提出時のドッチファイルは1冊にまとめてよい。

- (1) 業務報告書：A4判ドッチファイル 1部
- (2) 歴史散歩道基本計画：A4判ドッチファイル 1部
- (3) 歴史散歩道基本計画（概要版）：A4判ドッチファイル 1部
- (4) 上記の電子データ（編集可能なオリジナルデータ及びPDFデータ）：
DVD-R 1枚
- (5) その他発注者が必要と認めるもの：一式

(成果品の帰属)

第11条 成果品はすべて発注者の所有とし、受託者は発注者の承諾を得ずに他に公表、貸与、複写、使用等をしてはならない。

(進捗報告)

第 12 条 受託者は、本業務の遂行にあたり、業務着手後毎月末ごとに発注者へ業務進捗状況を書面で報告するものとする。

(検査及び完了)

第 13 条 業務は成果品の検査の合格をもって完了とする。ただし、完了後であっても誤謬等が発見された場合は、修正または再作業を行うものとする。

(関係法令等の遵守)

第 14 条 受託者は、本業務の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

(疑義)

第 15 条 本業務の実施中に疑義を生じた場合は、協議の上決定するものとする。

(暴力団員等による不当介入の排除対策)

第 16 条 受託者は、本業務の遂行に当たって、「那覇市発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書(平成 23 年 1 月 12 日)」に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。違反したことが判明した場合には、指名停止の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

- 2 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに調査員に報告するとともに、所管の警察署に届出を行い、検査上必要な協力を行うこと。
- 3 暴力団員等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、速やかに調査員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- 4 排除工作を講じたにもかかわらず、履行期間に遅れが生じる恐れがある場合は、速やかに調査員と工程に関する協議を行うこと。

(那覇市暴力団排除条例及び同排除要綱に基づく排除対策)

第 17 条 受託者は、暴力団密接関係者を市発注業務等から排除するため、別紙誓約書兼同意書を提出しなければならない。

- 2 受託者は、当該業務契約等関連の中で、直接の発注者又は雇用者(以下「直近上位発注者」という。)に対し「1 次及び 2 次下請以下の全ての下請契約者及び日雇労働者は、直近上位発注者に誓約書兼同意書(下請用)を提出しなければならない」旨の義務を課さなければならない。

- 3 受託者は、直近上位発注者に対し、誓約書兼同意書（下請用）を提出しない者と、下請契約等を締結してはならない旨の指導をしなければならない。
- 4 受託者はその旨、全ての当該業務関係者に周知しなければならない。

提供資料

- ①平成 24 年度 歴史散歩道基本計画策定業務 報告書（平成 25 年 3 月）
- ②首里杜テーマ活動資料（地域意見）
- ③那覇めぐり ゆくいどころ歴史散歩道（HP 掲載）
- ④R4 地域資源調査
- ⑤首里歴史的建造物等
- ⑥地域資源 資源調査シート
- ⑦地域資源位置情報（R3・R4）
- ⑧湧水等資料
- ⑨R3 基本計画の検討時資料_周遊ルート【まちまーい等落とし込み】
- ⑩首里杜地区・首里歴史エリアまちづくり MAP_R4 年 11 月（すいまち研作成）

上位・関連計画等

- ①第 5 次那覇市総合計画
- ②那覇市都市計画マスタープラン・那覇市立地適正化計画
- ③那覇市交通基本計画・那覇市総合交通戦略
- ④那覇市景観計画
- ⑤那覇市観光基本計画
- ⑥那覇市中心市街地の活性化に関する基本計画
- ⑦首里杜地区整備基本計画
- ⑧各地区計画
- ⑨その他、関連する計画